

発議案第 2 号

七飯町議会の議員の定数を定める条例及び七飯町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 1 1 2 条及び会議規則第 1 3 条第 2 項の規定により提出します。

令和 4 年 3 月 3 日

七飯町議会副議長 青山金助 様

提出者

七飯町議会議員 川上弘一

賛成者

七飯町議会議員 長谷川生人

” 平松俊一

” 田村敏郎

” 畑中静一

” 澤出明宏

” 川村主税

七飯町議会の議員の定数を定める条例及び七飯町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

(七飯町議会の議員の定数を定める条例の一部改正)

第1条 七飯町議会の議員の定数を定める条例（平成14年条例第12号）の一部を次のように改正する。

本則中「18人」を「14人」に改める。

(七飯町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正)

第2条 七飯町議会議員の議員報酬等に関する条例（平成12年条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1議長の項中「330,000」を「380,000」に改め、同表副議長の項中「260,000」を「310,000」に改め、同表常任委員長の項及び議会運営委員長の項中「240,000」を「290,000」に改め、同表議員の項中「230,000」を「280,000」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙の告示の日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙により選出された議員の任期が開始する日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に七飯町議会の議員である者の定数については、その任期が満了するまでの間は、なお従前の例による。